

「山口県低入札価格調査実施要領」及び「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」に係る取扱いについて

1 趣旨

「山口県低入札価格調査実施要領」及び「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」について、農林水産部における取扱いを定める。

2 用語の定義

(1) 土木系工事

下表左欄に掲げる工事は、右欄の積算基準により積算を行った工事とする。

工事の区分	積算基準
土木等一般工事	農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事） （土地改良事業等請負工事の価格積算要綱「第3 請負工事費の基本構成」） 農林水産省土地改良工事積算基準（施設機械）・「鋼橋のみ」 （土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）「第4 鋼橋製作架設工事 1 請負工事費の構成」） （別紙1-1）参照
	治山林道必携（積算・施工編） （森林整備保全事業設計積算要領「第3 設計書の構成 1 積算書の構成」） （別紙1-2）参照
	山口県設計標準歩掛表第I編「総則」の積算基準 （設計標準歩掛表（一般共通編）「請負工事の工事費構成」） （別紙1-3）参照
土木系機械設備工事	農林水産省土地改良工事積算基準（施設機械） （土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）「第3 施設機械設備工事 1 請負工事費の構成」） （別紙2-1）参照
	山口県設計標準歩掛表第IX編「機械設備」 （設計標準歩掛表（道路編・電気（電気通信）編・河川編・機械設備編）「請負工事費の構成」） （別紙2-2）参照
土木系電気設備工事	農林水産省土地改良工事積算基準（施設機械） （土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）「第5 電気通信設備工事 1 請負工事費の構成」） （別紙3-1）参照
	山口県設計標準歩掛表第VII編「電気（電気通信）」 （設計標準歩掛表（道路編・電気（電気通信）編・河川編・機械設備編）「請負工事の工事費構成」） （別紙3-2）参照

(2) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）  
 営繕系工事は、次のアからウのいずれかにより積算を行った工事とする。

- ア 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事積算基準」  
 （「公共建築工事積算基準」「第3 工事費の構成」）（別紙4）参照
- イ 公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建築工事積算基準」  
 （「公共住宅建築工事積算基準」「1.2.2 工事費の構成」）（別紙4）参照
- ウ 公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅屋外整備工事積算基準」  
 （「公共住宅屋外整備工事積算基準」「1.2.2 工事費の構成」）（別紙4）参照

(3) 機器と機器単体費

機器とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」といい、該当品は次表のとおり。また、機器単体費とは当該機器を調達するための費用をいう。

(表) 機器の事例

電気設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電機・高圧受電盤・低圧分電盤・制御盤・端子盤</li> <li>・ 特注照明器具</li> <li>・ 流通量が少なく、建物物価等やカタログ等で定価が公表されていない既製品類 等</li> </ul>
機械設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱源機器・空気調和器・換気、送風機・ポンプ類・水槽</li> <li>・ 自動制御機器・FRP製浄化槽 等</li> </ul>

(4) 機器単体費の割合

機器に該当するものは、内訳書において機器に係る製品単価と取り付け労務費等に分類して明示し、製品単価に係る合計額を全体の直接工事費で除した割合を機器単体費の割合として算定する。

3 土木等一般工事（鋼橋製作が含まれる場合）、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事における読替え

土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事における直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等については、次のとおり読み替えるものとする。

(1) 土木等一般工事（鋼橋製作が含まれる場合）

- ・ 直接工事費 = （製作原価中の直接製作費＋架設工事原価中の直接工事費）
- ・ 共通仮設費 = （製作原価中の間接労務費＋架設工事原価中の共通仮設費）
- ・ 現場管理費 = （製作原価中の工場管理費＋据付工事原価中の現場管理費）
- ・ 一般管理費等 = （読み替えなし）

(2) 土木系機械設備工事

- ・ 直接工事費 = （製作原価中の機器単体費を除く直接製作費＋据付工事原価中の直接工事費）
- ・ 機器単体費 = （製作原価中の機器単体費）
- ・ 共通仮設費 = （製作原価中の間接労務費＋据付工事原価中の共通仮設費）
- ・ 現場管理費 = （製作原価中の工場管理費＋据付工事原価中の現場管理費  
 ＋据付工事原価中の据付間接費＋工事原価中の設計技術費）
- ・ 一般管理費等 = （工事価格中の一般管理費等）

### (3) 土木系電気設備工事

#### ア 農林水産省土地改良工事積算基準を適用した場合

- ・直接工事費 = (据付工事原価中の直接工事費)
- ・機器単体費 = (読み替えなし)
- ・共通仮設費 = (据付工事原価中の共通仮設費)
- ・現場管理費 = (据付工事原価中の現場管理費 + 据付工事原価中の機器間接費)
- ・一般管理費等 = (据付工事価格中の一般管理費等)

#### イ 山口県設計標準歩掛表を適用した場合

- ・直接工事費 = (工事原価中の直接工事費)
- ・機器単体費 = (読み替えなし)
- ・共通仮設費 = (工事原価中の共通仮設費)
- ・現場管理費 = (工事原価中の現場管理費 + 機器間接費)
- ・一般管理費等 = (工事費中の一般管理費等)

### 4 入札参加者への周知

低入札価格調査及び最低制限価格制度対象工事については、「入札公告」又は「入札情報」において、低入札価格調査又は最低制限価格の適用の別及び「土木系工事」又は「営繕系工事」等の工事種別等を表示して周知する。

### 5 適用時期

平成30年5月1日以降、入札公告又は指名通知するものから適用する。

## 低入札価格調査制度における標準的な工事区分

## 1 土木系工事

工事の区分	積算基準	工事内訳書 審査基準
土木等 一般工事	農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事） （土地改良事業等請負工事の価格積算要綱「第3 請負工事費の基本構成」） 農林水産省土地改良工事積算基準（施設機械）・「鋼橋のみ」 （土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）「第4 鋼橋製作架設工事 1 請負工事費の構成」） 治山林道必携（積算・施工編） （森林整備保全事業設計積算要領「第3 設計書の構成 1 積算書の構成」） 山口県設計標準歩掛表第I編「総則」の積算基準（設計標準歩掛表（一般共通編）「請負工事の工事費構成」） 山口県設計標準歩掛表（港湾編）（設計標準歩掛表（港湾編）「第1部港湾土木請負工事積算基準2節積算の通則」）	有
土木系 機械設備工事	農林水産省土地改良工事積算基準（施設機械） （土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）「第3 施設機械設備工事 1 請負工事費の構成」） 山口県設計標準歩掛表第IX編「機械設備」 （設計標準歩掛表（道路編・電気（電気通信）編・河川編・機械設備編）「請負工事費の構成」）	有：注3
土木系 電気設備工事	農林水産省土地改良工事積算基準（施設機械） （土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）「第5 電気通信設備工事 1 請負工事費の構成」） 山口県設計標準歩掛表第VII編「電気（電気通信）」 （設計標準歩掛表（道路編・電気（電気通信）編・河川編・機械設備編）「請負工事の工事費構成」）	有：注3

## 2 営繕系工事

工事の区分	建設工事の種類（工事内容）	見積内訳書 審査基準
建築工事	建築一式工事、防水工事、 左官工事又は塗装工事（外壁改修工事）、 ほ装工事、造園工事 注1	有
	内装工事（襖工事、畳工事） 注2	有
営繕系 機械設備工事	管工事（機械設備工事） 注1	有：注4
	機械器具設置工事（昇降機設備工事等） 注2	有：注4
営繕系 電気設備工事	電気工事（電気設備工事） 注1	有：注4
	電気工事（発電機設備工事） 注2	有：注4
解体工事	とび・土工・コンクリート工事（解体工事） 注1	有：注5

- 注1) 山口県低入札価格調査実施要領の2(3)アを適用する。
- 注2) 山口県低入札価格調査実施要領の2(3)イを適用する。
- 注3) 山口県低入札価格調査実施要綱の低入札価格調査判断基準2のうち(5)から(7)までは適用しない。
- 注4) 直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上の工事の場合は、山口県低入札価格調査実施要綱の低入札価格調査判断基準2のうち(5)から(7)までは適用しない。
- 注5) 山口県低入札価格調査実施要綱の低入札価格調査判断基準2のうち(4)から(8)までは適用しない。

## 最低制限価格制度における標準的な工事区分

## 1 土木系工事

工事の区分	積算基準	最低制限価格
土木等 一般工事	農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事） （土地改良事業等請負工事の価格積算要綱「第3 請負工事費の基本構成」）	有
	農林水産省土地改良工事積算基準（施設機械）・「鋼橋のみ」 （土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）「第4 鋼橋製作架設工事 1 請負工事費の構成」）	
	治山林道必携（積算・施工編） （森林整備保全事業設計積算要領「第3 設計書の構成 1 積算書の構成」）	
	山口県設計標準歩掛表第I編「総則」の積算基準（設計標準歩掛表（一般共通編）「請負工事の工事費構成」） 山口県設計標準歩掛表（港湾編）（設計標準歩掛表（港湾編）「第1部港湾土木請負工事積算基準2節積算の通則」）	

## 2 営繕系工事

工事の区分	建設工事の種類（工事内容）	最低制限価格
建築工事	建築一式工事、防水工事、 左官工事又は塗装工事（外壁改修工事）、 ほ装工事、造園工事 注1	有
	内装工事（襖工事、畳工事） 注2	有
営繕系 機械設備工事	管工事（機械設備工事） 注1	有：注3
	機械器具設置工事（昇降機設備工事等） 注2	有：注3
営繕系 電気設備工事	電気工事（電気設備工事） 注1	有：注3
	電気工事（発電機設備工事） 注2	有：注3

注1）山口県建設工事最低制限価格制度実施要領の3（2）アを適用する。

注2）山口県建設工事最低制限価格制度実施要領の3（2）イを適用する。

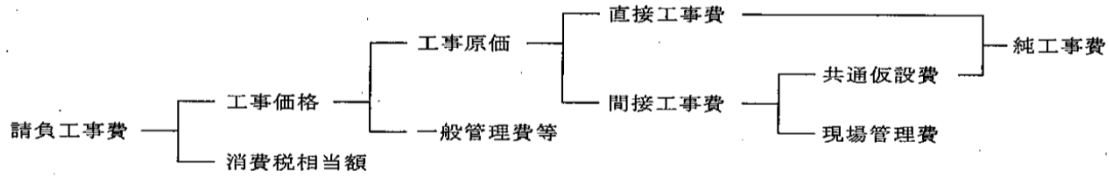
注3）直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上の工事の場合は「無」。

第3 請負工事費の基本構成

請負工事費の基本構成は、次のとおりとする。

土木等一般工事

別紙1-1

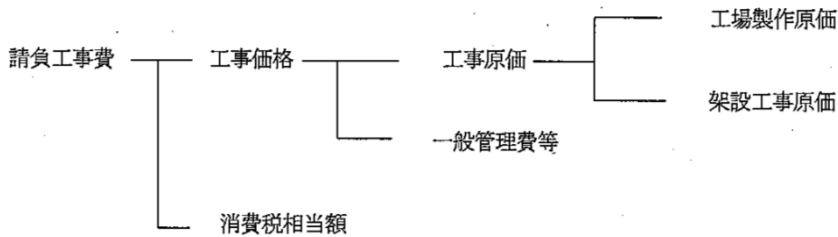


(参考) 土地改良工事積算基準(土木工事)

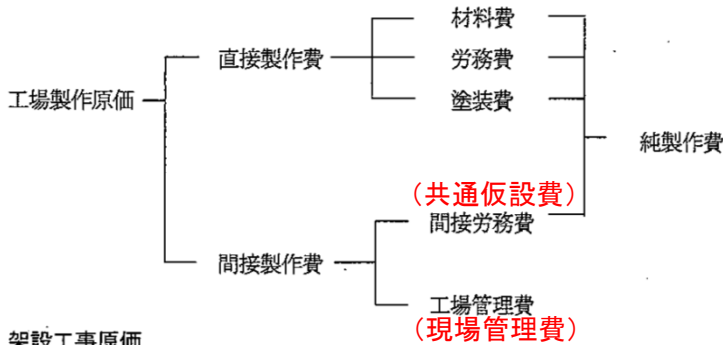
第4 鋼橋製作架設工事

1 請負工事費の構成

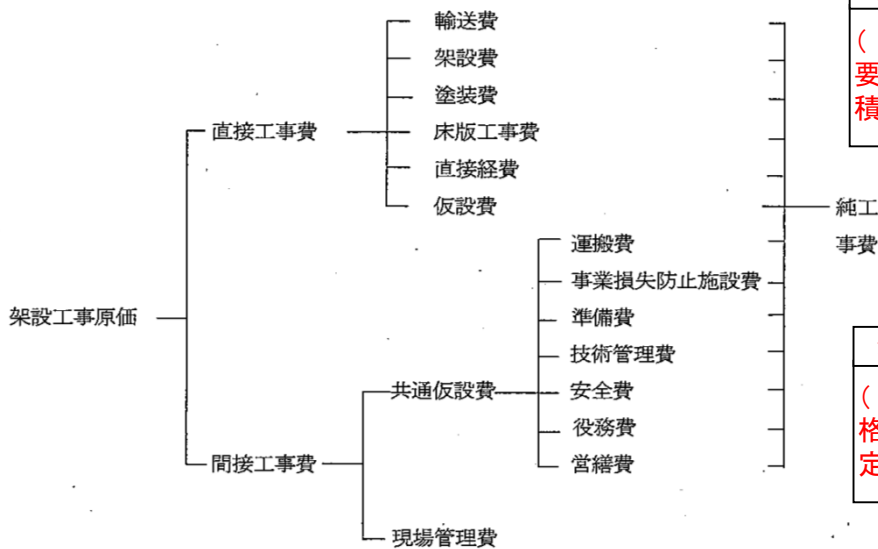
請負工事費の構成は、次のとおりとする。



1-1 工場製作原価



1-2 架設工事原価



低入札価格調査

( )は「山口県低入札価格調査実施要領」に基づく調査基準価格設定時及び見積積内訳書審査の際の読替

最低制限価格制度

( )は「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」に基づく最低制限価格設定時の際の読替

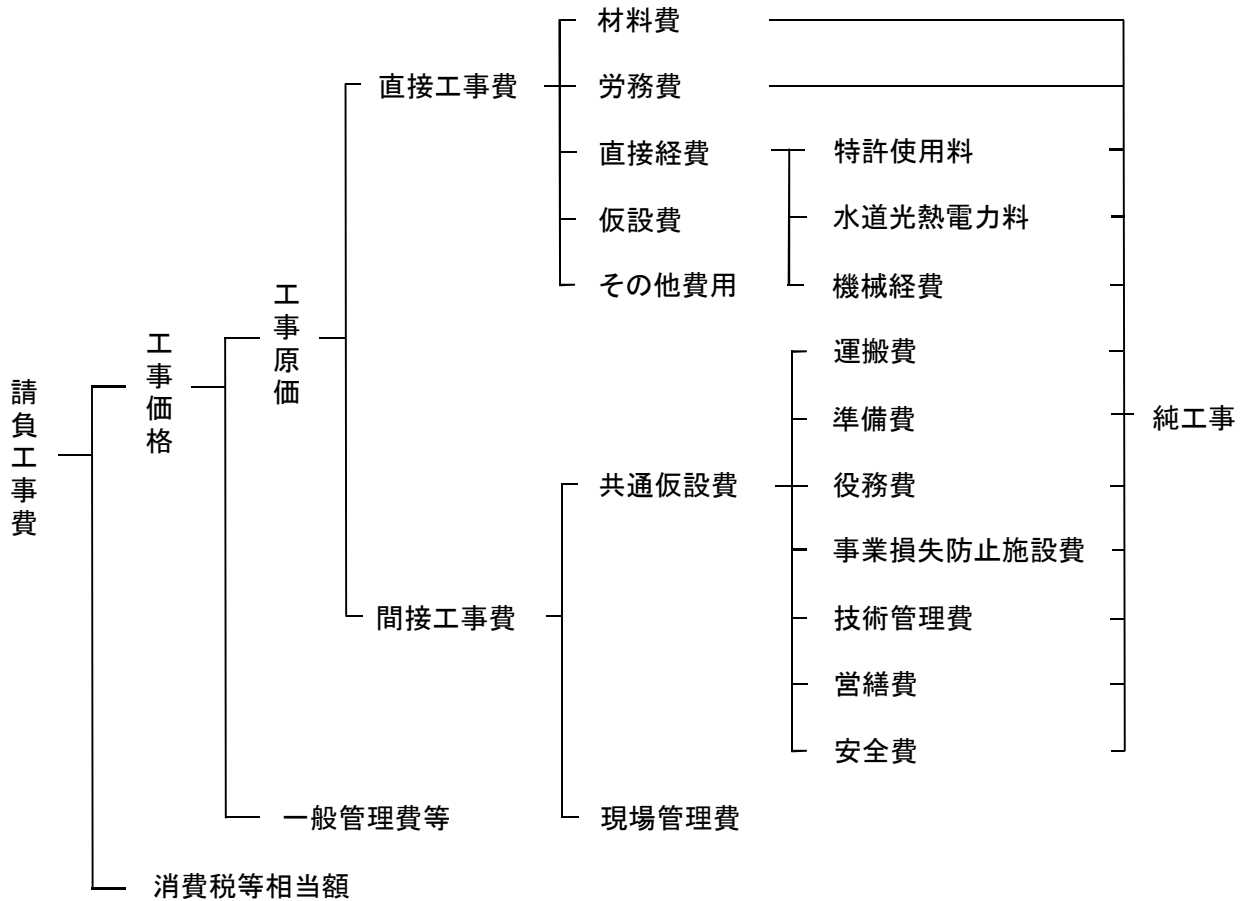
(参考) 土地改良工事積算基準(施設機械)

### 第3 設計書の構成

森林整備保全事業の請負工事に係る設計書は、積算書及び設計図から構成されるものとしその構成は次のとおりとする。

#### 1 積算書の構成

請負施工に係る積算書の構成は、次によるものとする。



(参考) 治山林道必携(積算・施工編)

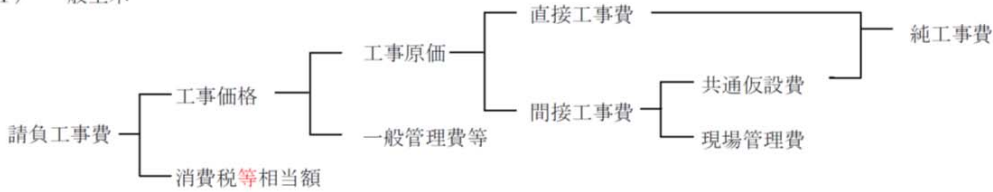


② 請負工事の工事費構成

1 工事費の基本構成

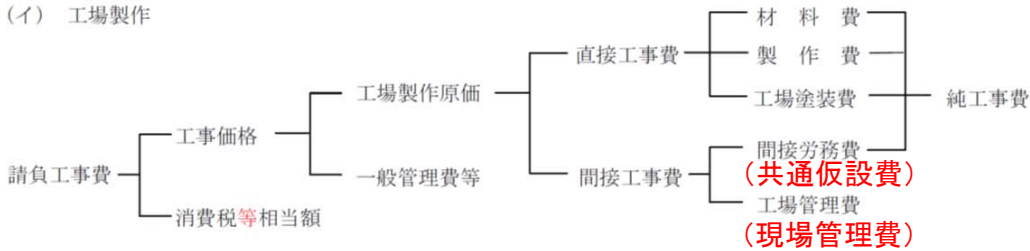
1-1 請負工事費の構成は、次のとおりとする。

(1) 一般土木

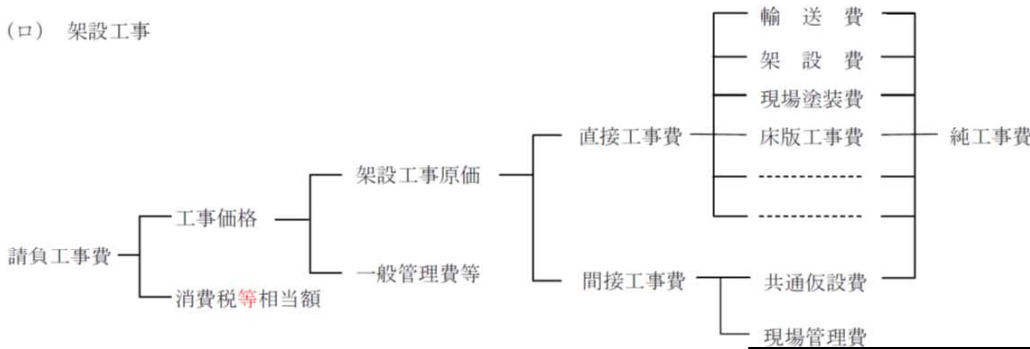


(2) 鋼橋製作

(イ) 工場製作

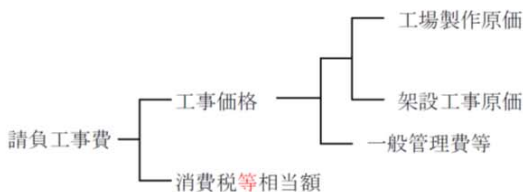


(ロ) 架設工事



(ハ) 一括請負の場合

工場製作から現場架設まで、一括請負とする場合には次のとおりとする。



低入札価格調査

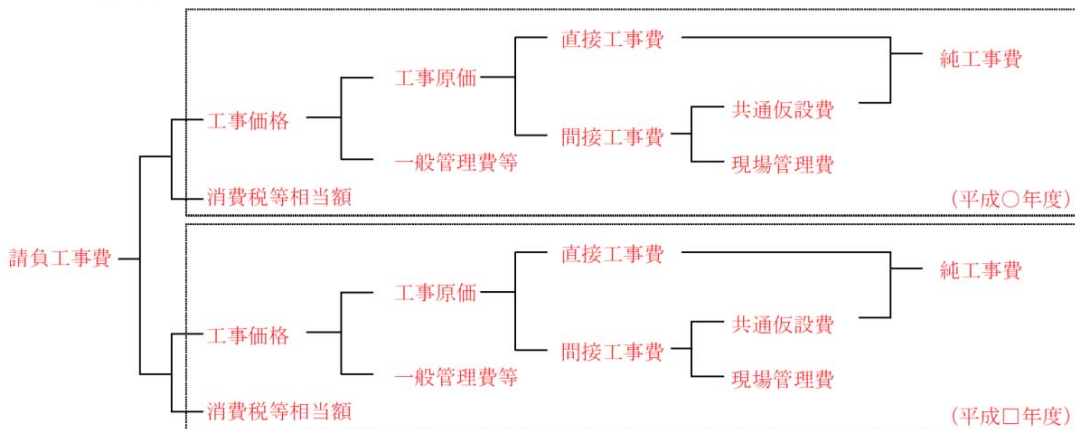
( )は「山口県低入札価格調査実施要領」に基づく調査基準価格設定時及び見積内訳書審査の際の読替

最低制限価格制度

( )は「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」に基づく最低制限価格設定時の際の読替

(3) 維持工事（複数年度の国債工事）

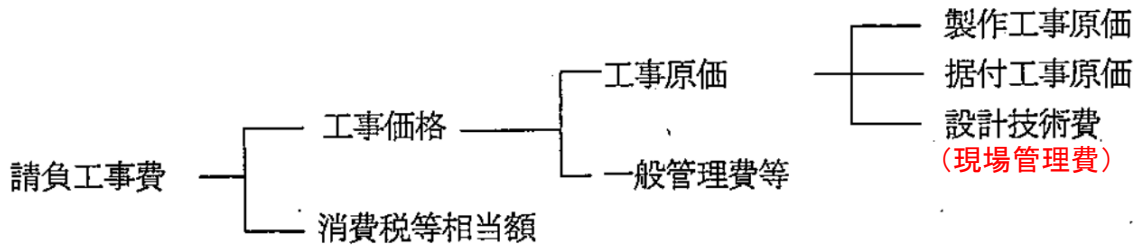
工種区分が道路維持工事又は河川維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度毎に分けて積算するものとする。（2カ年国債の例）



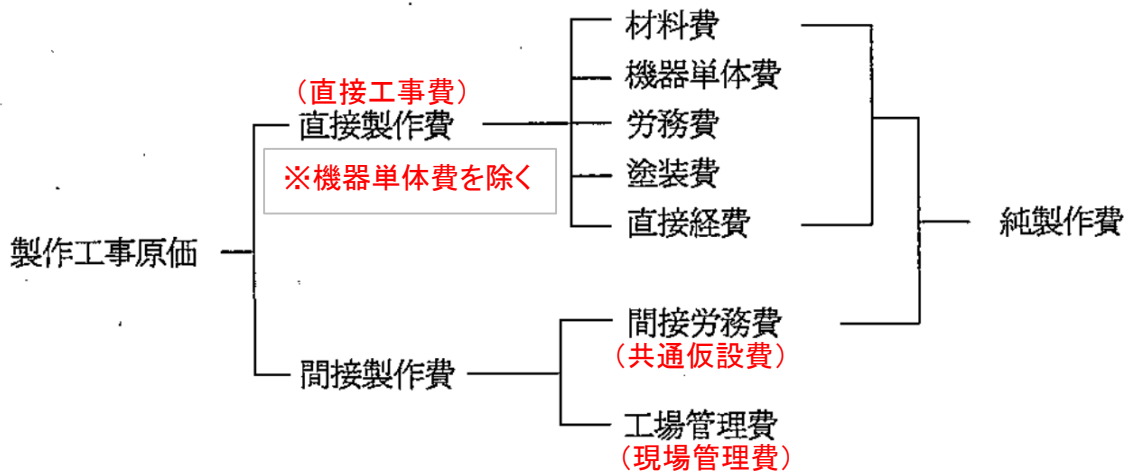
(参考) 山口県設計標準歩掛表第I編「総則」  
(設計標準歩掛表(一般共通編)「請負工事費の工事費構成」)

1 請負工事費の構成

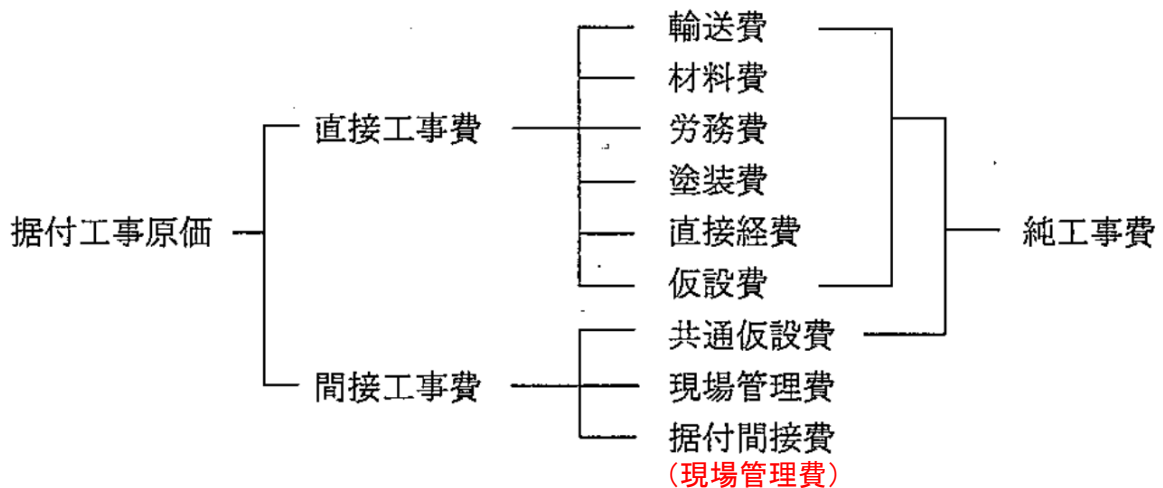
請負工事費の構成は、次のとおりとする。



1-1 製作工事原価



1-2 据付工事原価



**低入札価格調査**  
 ( )は「山口県低入札価格調査実施要領」に基づく調査基準価格設定時及び見積内訳書審査の際の読替

**最低制限価格制度**  
 ( )は「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」に基づく最低制限価格設定時の際の読替

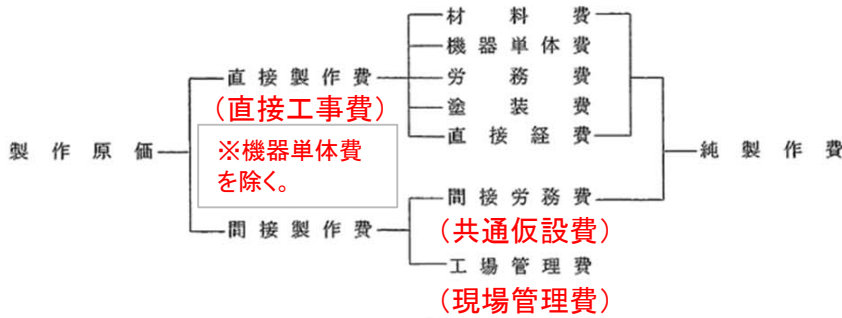
(参考) 土地改良工事積算基準(施設機械)

③ 請負工事費の構成

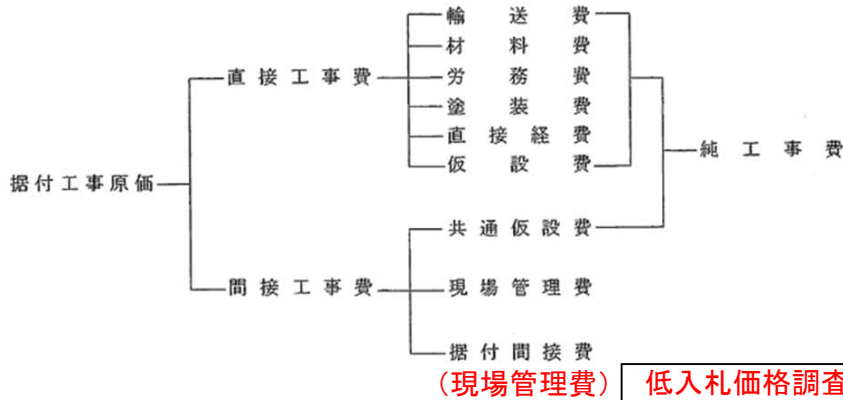
請負工事費の構成は、次のとおりとする。



1 製作原価



2 据付工事原価



**低入札価格調査**  
 ( )は「山口県低入札価格調査実施要領」に基づく調査基準価格設定時及び見積内訳書審査の際の読替

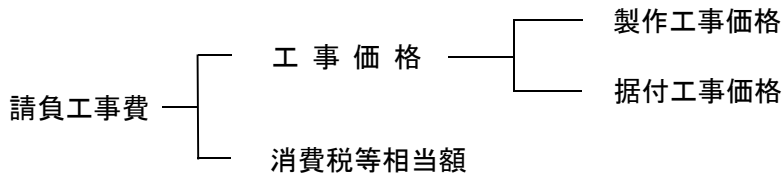
**最低制限価格制度**  
 ( )は「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」に基づく最低制限価格設定時の際の読替

(参考)山口県設計標準歩掛表第Ⅸ編「機械設備」  
 (設計標準歩掛表(道路編・電気(電気通信)編・河川編・機械設備編)「請負工事費の構成」)

## 第5 電気通信設備工事

### 1 請負工事費の構成

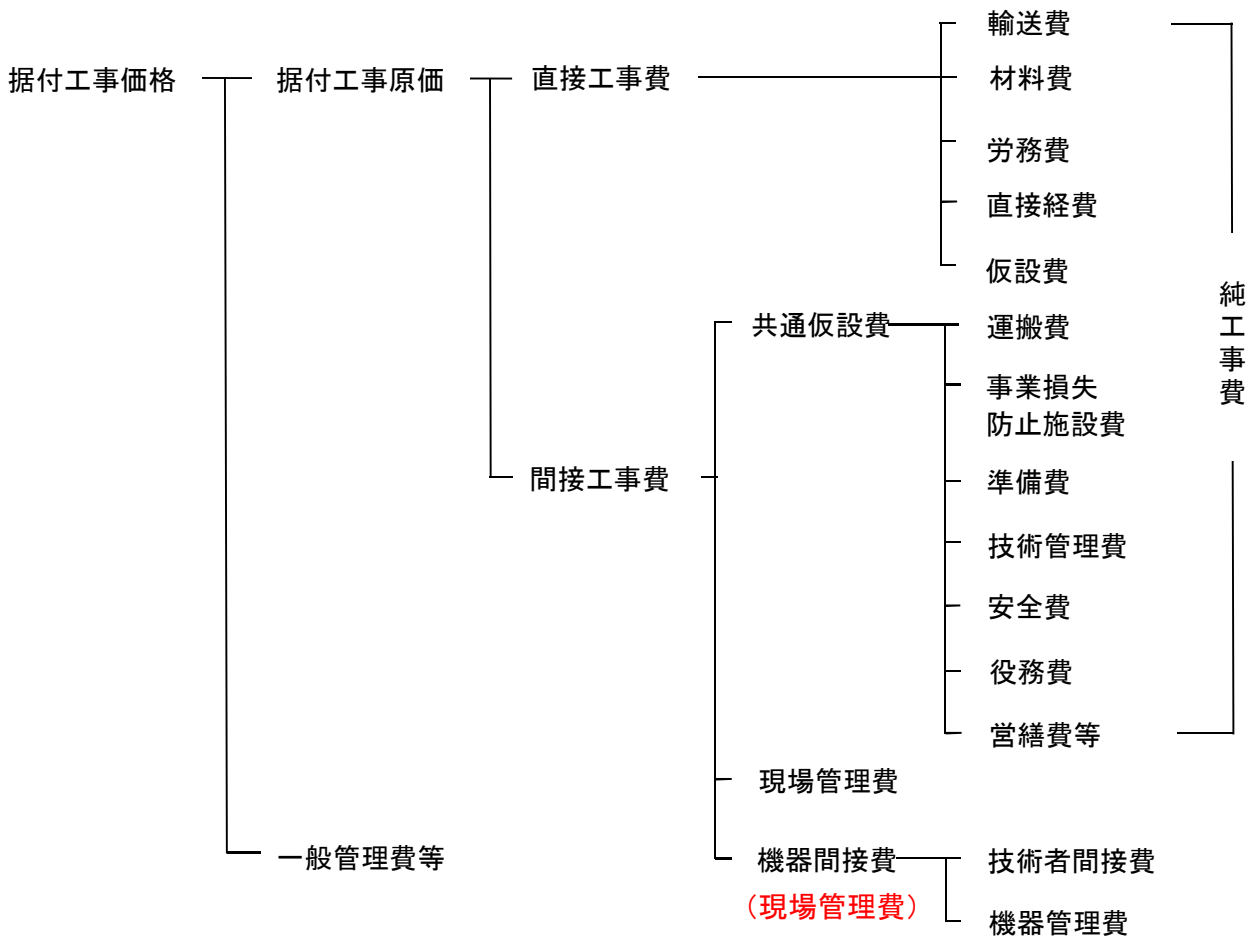
請負工事費の構成は、次のとおりとする。



#### 1-1 製作工事価格

製作工事価格 ————— 機器単体費

#### 1-2 据付工事価格



(注)製作工事を伴わない場合は、「据付工事」を「工事」と読替える。

**低入札価格調査**  
 ( )は「山口県低入札価格調査実施要領」に基づく調査基準価格設定時及び見積内訳書審査の際の読替

**最低制限価格制度**  
 ( )は「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」に基づく最低制限価格設定時の際の読替

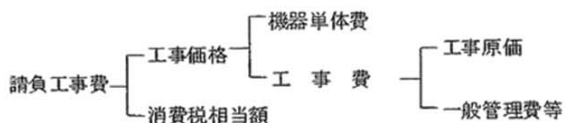
(参考) 土地改良工事積算基準(施設機械)

② 請負工事の工事費構成

1 工事費の基本構成

1-1 請負工事費の構成は、次のとおりとする。

(1) 一般工事

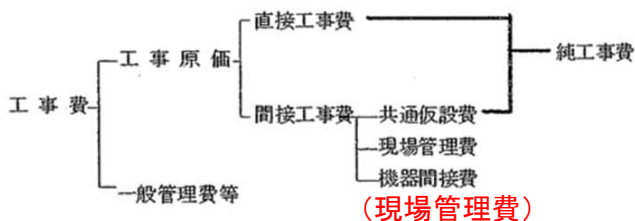


(注) 製造請負の場合は、「請負工事費」を「設備費」、「工事価格」を「据付価格」、「工事」を「据付」と読み替えるものとする。

(イ) 機器単体費の内訳



(ロ) 工事費の内訳

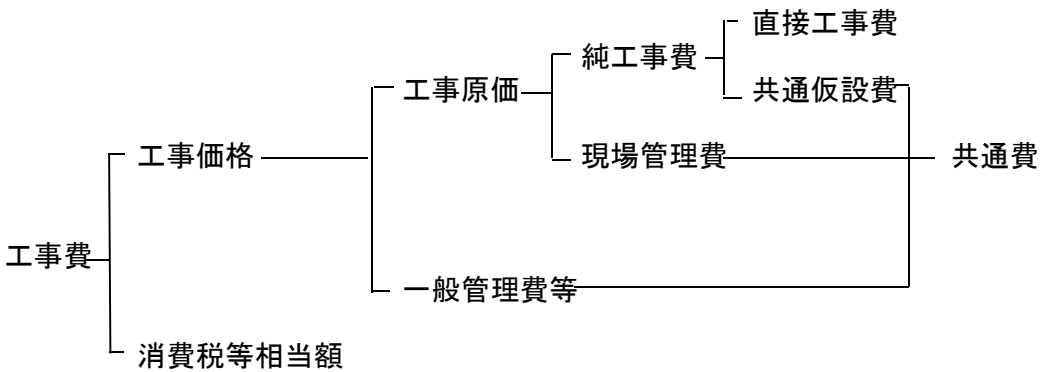


**低入札価格調査**  
 ( )は「山口県低入札価格調査実施要領」に基づく調査基準価格設定時及び見積内訳書審査の際の読替

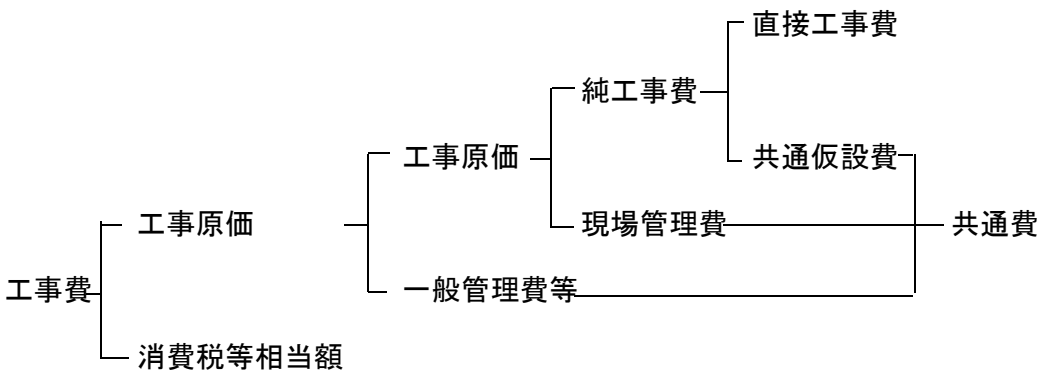
**最低制限価格制度**  
 ( )は「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」に基づく最低制限価格設定時の際の読替

(参考)山口県設計標準歩掛表第Ⅶ編「電気(電気通信)」  
 (設計標準歩掛表(道路編・電気(電気通信)編・河川編・機械設備編)「請負工事の工事費構成」)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事積算基準」



公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建築工事積算基準」



公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅屋外整備工事積算基準」

